子どものゆたかな学びの実現のため、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げを求める意見書

今、日本の学校現場では、個に応じた適切な支援を行うために必要な教職員が十分に配置されておらず、子どものゆたかな学びの実現と、安全・安心な学校生活の保障が難しい状況にあります。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準についても、2028 年度までに 35 人に引き下げられます。しかし、発達や身体的な障がいのある子どもへの対応、様々な特性のある子どもへの適切な支援、不登校や学校生活への適応に困難を抱える子どもへの校内における受入れ体制の構築、学力向上のためのきめ細かな指導など、増え続ける多様なニーズに十分に応えることは、現在の教職員数では極めて困難です。一人一人の子どもに合った適切な指導や支援を行うためには、学級編制の改善に加え、教職員定数の改善・拡充が必要です。

また、義務教育費国庫負担制度については、2006 年の「三位一体改革」により、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員の配置等を行っている自治体もありますが、自治体の財政状況等の違いによって教育環境に格差が生じることは、教育の機会均等の観点からも大きな問題です。義務教育は、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが重要であり、教育の機会均等を保障するためには、国の責任において必要な財源を確保することが求められています。

こうした観点から、国におかれましては、2027 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

１　子どもたちのゆたかな学びの実現のため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）を改善し、教職員定数を拡充すること。

２　教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図り、地方自治体の財政状況による教育環境の格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担率を引き上げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和８年９月１８日

内閣総理大臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
文部科学大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
県選出国会議員　　あて

岩手県矢巾町議会
議　長　　廣　田　清　実